

議案第43号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり町道市ヶ坪線歩道橋（上部工）工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成9年9月19日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 4 契約金額中「97,650,000円」を「110,670,000円」に改める。